

ドナーミルクの利用拡大を求める意見書

我が国では、約10人に1人の割合で出生時の体重が2,500グラム未満の低出生体重児が生まれており、約100人に1人の割合で出生時の体重が1,500グラム未満の極低出生体重児が生まれている。極低出生体重児は、様々な病気にかかるリスクを抱えており、生後早期の母乳による経腸栄養が壊死性腸炎や敗血症等の合併症の予防や将来的な神経発達予後の改善に有効であるとされている。

一方、母体の健康状態等により母親から十分な母乳が得られない場合もある。そのような状況においては、授乳中の方からの善意により提供された母乳を殺菌処理等して極低出生体重児等に供与するドナーミルクは早期に経腸栄養を開始する最適な方法であり、ドナーミルクを提供する母乳バンクの取組は極めて重要なものとなっている。

現在、我が国においては、一般社団法人日本母乳バンク協会及び一般財団法人日本財団母乳バンクの2法人が、三つの母乳バンク拠点の運営を行っており、極低出生体重児等の健やかな成長に寄与しているところである。

しかしながら、ドナーミルクは食品や医薬品のいずれにも位置付けられておらず、現在、国において法的位置付けに関する検討を含め、ドナーミルクの安全確保の仕組みや安定供給のための調査が行われているところである。また、ドナーミルクの利用拡大に向けては、医療機関の負担軽減や国民の安全性・衛生面への不安を払拭することが課題となっている。

よって、名古屋市会は、国会及び政府に対し、極低出生体重児等の命を守り、その健やかな成長を支えるため、次の事項を実現するよう強く要望する。

- 1 医療機関がドナーミルクを必要とする極低出生体重児等に十分提供できるよう、早急にドナーミルクの法的位置付けを明確化すること。
- 2 ドナーミルクを安定的に供給するため、母乳バンクの運営、ドナーミルクの殺菌処理等の品質管理及びドナーの検査等に対する支援を行うこと。
- 3 ドナー登録者数を増やすため、産婦健康診査時や産後ケア等での周知機会の拡大を図ること。
- 4 ドナーミルクの重要性及び正しい知識について、医療現場及び国民に対し広く普及啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年9月8日

名古屋市会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣
(こども政策)

宛(各通)

